

2018 年 12 月 商品改定のお知らせ

当社では、2018 年 12 月 3 日に賃貸住宅入居者用の「安心保険プラスⅢスーパー」の商品改定をおこないましたのでご案内いたします。

従来商品である「安心保険プラスⅡスーパー」と「安心保険プラス・スーパー」も改定の対象となります。

シェアハウス等に関する補償の明確化

① 明確化した内容

入居物件が「シェアハウス等」^(注)に該当する場合、借家人賠償責任保険について、被保険者以外の賃借人の専用使用部分を除き、その共同で使用または管理する台所、便所、浴室、洗面所、洗濯室、居間および食堂を入居物件に含めて取り扱うよう明確化しました。

(注)被保険者を含めた複数の賃借人がそれぞれ明確な専用使用部分を有し、その専用使用部分以外の台所、便所、浴室等を正当な権利に基づき共同で使用または管理する形態の物件をいいます。

② 対象契約

「安心保険プラスⅢスーパー」が対象となります。

※2018 年 12 月 3 日以降発生の事故より、「安心保険プラスⅡスーパー」、「安心保険プラス・スーパー」を含む既存契約についても同様に扱うこととなります。

- * 「安心保険プラスⅢスーパー」は「入居者総合安心保険プラスⅢ」のペットネームです。
- * 「安心保険プラスⅡスーパー」は「入居者総合安心保険プラス(補償内容拡大特約付)」のペットネームです。
- * 「安心保険プラス・スーパー」は「入居者総合安心保険プラス」のペットネームです。

このお知らせは、商品改定の概要をご案内したものです。ご契約にあたっては、必ず各商品の「パンフレット」、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および「約款・特約」をご覧ください。

ご不明な点がございましたら、取扱特約店または当社(下記)にお問い合わせください。

《本件に関するお問い合わせ先》

お客さま相談窓口 0120-945-228

(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く 9:00~17:00)